

# みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設長期包括 運営管理委託に係る発注支援業務委託仕様書

## 1. 目的

本業務は、佐野市が設置するみかもクリーンセンターごみ焼却処理施設について、長期包括運営管理事業（以下「本事業」という。）の実施に向けて、課題の整理、募集資料等の作成、事業者の選定等の業務を、幅広い知識と経験を有し、課題の分析や解決策を的確に行うことができる能力を有するものの支援を受け、円滑に業務を行うことを目的とする。

## 2. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3. 施設概要

### 1) 場所

佐野市町谷町206-13

### 2) ごみ焼却処理施設の概要

- ・処理能力 128t/日（64t×2炉）
- ・運転方式 1日24時間連続運転
- ・燃焼設備 流動床式熱分解ガス化熔融炉
- ・発電設備 蒸気タービン発電機（最大1,990KW）発電電力は施設内利用と売電
- ・余熱利用 隣接する余熱利用施設へ高温水を供給
- ・供用開始 平成19年3月

## 4. 業務内容

### (1) 事業内容の詳細検討と整理

これまでの契約、運営状況を考慮し本事業に関する課題と対応策、事業リスク等を検討、整理する。

#### ① 開示情報の整理

事業者選定における公平性、透明性及び競争性を確保するため、参加予定事業者に対して開示すべき情報を整理する。

② 業務引継ぎ方法の整理

事業準備期間に、事業者が既存運営事業者から受ける引継ぎ内容を整理する。

③ 事業者選定方法の検討

本事業に参加する事業者を想定した上で、最適な事業者選定方法を検討する。

④ リスクの分析・官民役割分担

本事業の遂行に関するリスクについて、分析及び役割分担を検討する。

(2) 施工企業及び既存運転事業者との協議支援

佐野市が既存運転事業者及び施工業者と協議を行うにあたって、協定書の作成等の支援を行う。

(3) 公募に必要な書類の作成支援

みかもクリーンセンターの運営実績を踏まえ、令和9年度以後10年間(予定)の次期長期包括運営に係る委託内容の検討を行い、公募に必要な以下の資料作成及び点検の支援を行う。

- ① 入札公告書
- ② 募集要項
- ③ 要求水準書
- ④ 事業契約書(案)
- ⑤ 落札者決定基準
- ⑥ 様式集 等

(4) 審査委員会の運営にかかる支援

佐野市みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設長期包括運営管理業務の受注者を選定するための審査委員会の運営等について、以下の業務を行う。

- ① 審査委員会への付議資料の作成支援
- ② 審査委員への事前レクチャー、質疑等への回答、関係部局との協議支援
- ③ 審査委員会の運営支援

- ④ 審査委員会開催（全3回予定（公募前、資格確認、技術審査等））
- ⑤ 審査講評の作成支援

#### （5）事業者選定の支援

公募後、本事業における適格な事業者等と選定するまでの手続きを支援するため、以下の業務を行う。

- ① 募集等に対する質疑回答の作成支援
- ② 資格の審査、現地視察等への対応支援
- ③ 技術提案書評価等の支援

#### （6）契約締結にかかる支援

事業者の選定後、本事業における事業契約を締結するにあたり、以下の業務を行う。

- ① 契約協議にかかる各種調整等の支援
- ② 市が指定する弁護士による契約協議の支援（弁護士費用は市負担）
- ③ 契約協議結果のとりまとめ
- ④ 選定事業者と既存運転事業者及び施工業者の引継ぎ時の調整・整理

## 5. 管理技術者の選任

受託者は、本業務において、管理技術者を選任し、本市に通知するものとする。

- 1) 管理技術者は、本業務に関する管理を行うものとする。
- 2) 管理技術者は、技術士法で定める技術士（総合管理部門又は衛生工学部門の廃棄物管理）の資格を有し、本業務と同種業務を1件以上担当技術者として実施し、完了した経験を有する者とする。
- 3) 管理技術者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が6か月以上経過していること）にある者とする。

## 6. 協議、打合せ及び議事録の作成

協議、打合せには業務責任者及び管理技術者が必ず出席するものとする。また、協議及び打合せの都度、その内容を記録した議事録を作成し、本市に提出して承認を得なければならない。

## 7. 成果品等

調査検討内容、作成資料及び書類等を取りまとめた報告書を作成する。

- ① A4版製本3部
- ② 電子データ（CD） 1部

## 8. その他

1) 業務工程表を作成し、それに沿って業務を実施すること。

運営引継期間（3ヶ月）を含み令和9年4月1日から受託事業者が運営できるように募集、審査、契約協議等のスケジュールを作成すること。

2) 公表に係る佐野市インターネットホームページ作成を支援すること。